

町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成 Q&A

令和7年6月26日

番号	項目1	項目2	質問	回答
1	助成対象団体	対象団体	自主防災組織は申請が可能か。	この助成は町会・自治会を対象としており、自主防災組織は申請できません。
2	助成対象団体	対象団体	町会が自主防災組織を兼ねており、自主防災組織が設置した倉庫を町会で建て替える場合、対象となるか。	町会・自治会が実質的に建替えると認められる場合には、対象となります。その場合、町会・自治会及び自主防災組織において、どちらの構成員も建て替えについて承諾すること、撤去から設置まで一連の契約とし、設置後は町会が所有することが必要となります。
3	助成対象団体	対象団体	撤去は町会で行い、設置は町会と自主防災組織で費用分担をしたい。申請は可能か。	町会・自治会に対する助成事業であるため、自主防災組織が費用を負担する場合は、対象外です。また、町会・自治会単独所有の倉庫であることも要件となります。
4	助成対象団体	対象団体	マンション管理組合は、申請が可能か。	この助成は町会・自治会を対象としており、原則として、マンション管理組合は申請できません。ただし、一部の区市町村において、町会・自治会と同等のコミュニティ活動をしており、区市町村からの依頼を受けて業務を行うなど、マンション管理組合でも、町会・自治会として登録等を認めるケースがあります。該当するか、不明な場合は、事前に相談いただくようお願いします。
5	事業実施時期	事業実施時期	設置の期間はいつからいつまでか。	倉庫の設置は交付決定を受けた日以降、令和8年1月31日までに完了していただく必要があります。なお、第1回に申請を行った場合の交付決定通知は、現時点で、9月上旬以降を見込んでいます。
6	事業実施時期	事業実施時期	申請期間に倉庫を設置し支払いを完了した上で、申請しなければいけないか。	倉庫の設置や修繕は、交付決定通知を受けてから行うようにしてください。交付決定通知受領前に行った設置や修繕は、助成の対象外となりますので気をつけてください。
7	事業実施時期	事業実施時期	すでに発注済みで、7月ごろに設置が完了する防災備蓄倉庫がある。今回の助成の対象となるか。	対象となります。交付決定通知受領前に行った設置や修繕は、助成の対象外となりますので気をつけてください。
8	倉庫	倉庫	一般的なプレハブ倉庫を購入設置し、防災備蓄倉庫として使用する場合も助成対象となるか。	対象となります。
9	倉庫	倉庫	ビルの一室を防災倉庫として使っているが、対象となるか	建物と実質一体とみなせるため、対象外です。助成対象は、防災備蓄倉庫本体の購入・修繕の経費です。
10	倉庫	倉庫	部屋の一室に防災備蓄倉庫を設定する場合、対象となるか。	建物と実質一体とみなせるため、対象外です。助成対象は、防災備蓄倉庫本体の購入・修繕の経費です。
11	倉庫	倉庫	地下室の一部に防災備蓄倉庫を設定する場合は対象か。	建物と実質一体とみなせるため、対象外です。助成対象は、防災備蓄倉庫本体の購入・修繕の経費です。
12	倉庫	倉庫	マンションの一部を災害備蓄倉庫として町会が借りている。この場合も対象となるか。	マンションの一部の借用は、町会・自治会が構造物としての倉庫を設置することには当たらないため、対象となりません。建物と実質一体とみなせるため、対象外です。
13	倉庫	倉庫	レンタルスペースを借りて倉庫として利用する場合は対象となるか。	レンタルスペースの借用は、町会・自治会が構造物としての倉庫を設置することにはあたないため、対象となりません。
14	倉庫	倉庫の用途	打合せスペースとして使用している倉庫は対象となりますか。	防災資機材を備蓄する倉庫を対象としており、その他の用途で使用する倉庫は対象となりません。
15	倉庫	倉庫の用途	水や食料を備蓄する防災備蓄倉庫のは、助成の対象になるか。	防災資機材を格納するための防災備蓄倉庫を助成の対象としているため、水や食料を備蓄する倉庫は対象外です。
16	倉庫	倉庫の用途	水や食料を備蓄する倉庫が対象外であるのはなぜか。	この助成は、地域における共助や防災活動を後押しするために実施するものであり、災害時に用いる資機材の備蓄を支援します。水や食料については、家庭での日常備蓄を推奨しています。
17	倉庫	倉庫の個数	すでに2つ倉庫があるが、手狭なのでもう1つ追加で設置したいと考えている。その場合、対象となるか。	対象となります。
18	倉庫	個数	2つの倉庫を購入してよいか	1団体あたり1台までです。
19	倉庫	個数	2台の倉庫の扉を一緒に修繕したいが可能か。	修繕についても、1団体につき1台のみです。
20	倉庫	構造制限	倉庫の構造・サイズに制限はあるか。	倉庫の構造に制限はありません。
21	倉庫	その他	登記が必要な場合、認可地縁団体ではないので、代表者の名義となるがこの場合も助成対象となるか	町会・自治会が設置する倉庫であれば対象となります。
22	助成対象経費	付属品	倉庫を新設する際、屋根にソーラーパネルを設置することは可能か。(倉庫に保管している充電器を充電するため)	ソーラーパネルの設置は対象外です。
23	助成対象経費	付属品	備蓄倉庫に付属する備品に「照明装置」(センサーライトを想定)は含まれるか。	倉庫内に照明を設置する場合は、対象となります。
24	助成対象経費	付属品	棚を設置したいが助成対象か。	防災資機材を設置するための倉庫に棚を設置する場合は、対象となります。
25	助成対象経費	付属品	倉庫を設置する場合、鍵は助成の対象となるか。	倉庫に付属する備品であるため、「設置にかかる費用」として対象となります。
26	助成対象経費	付属品	①脚立は対象か。 ②倉庫にものを入れる台車は対象か。	対象となりません。倉庫内で用いる備品類は対象となりません。
27	助成対象経費	備蓄品	備蓄品の購入は対象になるか。	対象となりません。助成対象は、防災備蓄倉庫本体の購入・修繕の経費です。
28	助成対象経費	設置費用(工事費用)	倉庫の設置にかかる工事の費用は助成対象か	対象となります。
29	助成対象経費	設置費用(工事費用)	コンクリートを打つ費用は対象となるか。	設置にかかる工事の費用のため、対象となります。
30	助成対象経費	設置費用(工事費用)	新設倉庫の基礎部整地のためにフェンスや花壇を撤去する費用は対象か。	設置にかかる工事の費用のため、対象となります。
31	助成対象経費	設置費用(撤去費用)	2つの倉庫を取り壊して、1つの倉庫を設置する場合も対象か。	新たに1つの倉庫を設置するために、2つの倉庫を取り壊す必要がある場合は、対象となります。
32	助成対象経費	設置費用(撤去費用)	撤去のみの場合も対象となるか。	撤去のみは対象となりません。設置に伴い既存の倉庫を撤去する場合に限り、撤去費用が助成の対象となります。
33	助成対象経費	設置費用(撤去費用)	古い倉庫を撤去する場合、倉庫内の不用品の処分は対象か。	対象外です。
34	助成対象経費	設置費用(撤去費用)	団地の引越にあたり、自治会の倉庫を引っ越し先に新たに設置したい。旧所在地の古い倉庫の撤去費用は助成対象となるか。	新規に倉庫を設置する費用は対象となりますが、設置場所が異なる倉庫の撤去費用は対象となりません。

番号	項目1	項目2	質問	回答
35	助成対象経費	設置費用(建築確認費用)	建築確認に必要な図面のために、測量が必要となるが、測量費用も助成対象となるか。	建築確認に必要な公図のための測量の費用については、建築確認にかかる経費として対象となります。
36	助成対象経費	修繕費用	倉庫の鍵や扉の修理は対象となるか	対象となります。
37	助成対象経費	修繕費用	倉庫の外装の修理は対象となるか。	対象となります。
38	助成対象経費	修繕費用	防水用の塗装塗り直しは助成対象か	対象となります。
39	助成対象経費	修繕費用	老朽化した床の張替えは助成対象となるか。	対象となります。
40	助成対象経費	修繕費用	棚の設置は助成対象となるか。	対象となります。
41	助成対象経費	修繕費用	倉庫内の電灯は対象となるか。	対象となります。 なお、倉庫外での作業のため、倉庫外に電灯を設置する場合は、対象外です。
42	助成対象経費	修繕費用	倉庫に流し台を設置する場合、助成対象か。	「棚を新たに設置し収納力を強化するなど、倉庫の備蓄機能の強化」にかかる費用は、「修繕にかかる費用」として対象となります。 倉庫に設置する流し台は、倉庫の「備蓄機能の強化」と認めることは難しいため、対象外です。
43	提出書類(申請)	申請書類	申請書等はどこにあるか。	東京都のHPからダウンロードしてください。
44	提出書類(申請)	申請書類	申請書類を紙でもらえないか	紙での郵送は行っていません。東京都のHPからダウンロードをお願いします。
45	提出書類(申請)	見積書	見積書は内訳なしの一式計上でよいか。	見積書は内訳が必要です。
46	提出書類(申請)	位置図、敷地平面図	申請に必要な位置図や敷地平面図について、第三者に依頼して作成するための費用は助成の対象となるか	第三者に依頼して図面の作成する費用は、「設置にかかる費用」として助成の対象となります。
47	提出書類(申請)	位置図・敷地平面図	位置図・敷地平面図はどの程度のレベルが必要か。手書きレベルでもよいか。	設置工事を行う業者が作成したものがあれば、それを提出してください。 ない場合は、市販の地図等に設置場所を明記したものを提出してください。
48	提出書類(申請)	構造図、見取図	防災備蓄倉庫のカタログでもよいか。	構造が分かるものであれば、カタログ図面でも構いません。
49	提出書類(申請)	構造図、見取図	修繕の場合に、「構造図、見取図」は必要か。	修繕の場合も「構造図、見取図」の提出は必要です。倉庫の何を修繕するのがわかるように、「構造図、見取図」に示してください。ただし、鍵の取り換えなど見積書で修繕の内容が明確に判断できる場合は、不要です。
50	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	公園に設置している防災倉庫の建て替えは助成対象か。	町会・自治会の防災備蓄倉庫として建替えを行う場合は対象となります。
51	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	土地の不動産登記事項証明書は、古いものでよいか。 新たに取得する場合の費用は助成対象助成対象となるか。	土地の不動産登記事項証明書は、3か月以内に発行されたものに限りです。 登記事項証明書を取得するための費用は、「設置または修繕にかかる費用」ではないため、対象外です。
52	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	土地の権利関係を証する書類について、登記情報提供サービスの情報でもよいか。	本申請においては、登記事項証明書(写し)の提出をお願いしています。
53	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	土地の使用承諾書類として、使用貸借契約書でよいか。	構いません。
54	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	土地の使用承諾書は、指定様式はあるか。また、印鑑証明書の添付は必要か。	土地使用承諾書に指定の様式はありません。 また、印鑑証明書は添付不要です。
55	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	修繕の場合に「土地の権利関係を明らかにした書類」は必要か。	必要です。
56	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	公園に設置する場合、市の許可書があれば土地の権利関係の書類は不要か	不要です。
57	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	私有地に設置する場合は、使用承諾書と土地の権利関係を証明する書類が必要か。	①土地の不動産登記事項証明書(写し)と、②土地の使用承諾書(写し)が必要です。
58	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	マンションの敷地内に倉庫を設置したい。だれの承認が必要か。	マンション管理組合の承認が必要です。総会の議事録など承認があったことを証明する書類を提出してください。
59	提出書類(申請)	土地の権利関係を明らかにした書類	地域の人が共同所有している土地に防災資機材用の倉庫を設置したい。土地の権利関係を明らかにした書類は必要か。	必要です。①土地の登記事項証明書(写し)及び②土地所有者の土地使用承諾書(写し)の提出をお願いします。土地が共同所有の場合は、共有者全員が承諾したことが分かる書類の提出をお願いします。
60	提出書類(申請)	役員名簿	役員名簿は、氏名、役職、電話番号の他、住所やメールアドレスが必要か。	申請書に記載がある申請者及び連絡責任者の役職等を確認するために提出いただけます。 氏名、役職以外の情報(電話番号や住所、メールアドレスなど)は不要です。
61	申請方法	申請先(郵送)	申請先はどこか。	申請先は、事務局(委託事業者)になります。別途、送付先は、HPへ掲載します。
62	申請方法	申請先(郵送)	申請書類は都庁に持ちこむことは可能か。	持込による受付は行いません。郵送又は電子により申請を行ってください。郵送は事務局に送付してください。
63	申請方法	電子申請	電子申請はいつからできますか	電子申請は、7月7日から利用開始の予定です。別途、HPへ掲載します。
64	申請方法	電子申請	電子申請は、申請書や添付書類はどのように提出するのか。	電子申請の場合は、オンラインの申請システムを利用いただくほか、添付書類は、PDFで添付していただくイメージです。
65	その他	概算払い	助成の申請をしたいが、助成費用の70万円分を町会で準備するのが厳しい。	本助成では、概算払はないため、団体の費用で設置・修繕をお願いします。
66	その他	助成額	防災倉庫の見積額が100万円の場合、70万円を超えた30万円は町会の負担となるか。	助成額上限を超えた部分については町会負担になります。
67	その他	倉庫業者の紹介	備蓄倉庫の業者を紹介してもらえるか。	業者のあつせんはしていません。
68	その他	他の助成制度	「町会・自治会デジタル化推進助成」事業も申請したいが可能か。	別事業になりますので、どちらも申請可能です。
69	その他	他の助成制度	「地域の底力発展事業助成」を今年利用しているが、備蓄倉庫の助成を使えるか	別事業になりますので、申請可能です。